

第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月30日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之					
会長職務代理者	6番	市川 政一					
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番	飯塚 淳一	
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番	霜鳥 勝範	
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番	生井 一広	
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之	
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

4. 提出議題

報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第11号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第12号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第17号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第18号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第19号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第20号	農地法の適用を受けない事実確認願いについて
議案第21号	農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	東條 義博	次長	西澤 明夫
係長	山口 修	主査	竹田 由之

6. 会議の概要

事務局長

本日の出席委員を報告します。只今の出席委員は、17名です。
それでは、安原会長、お願いします。

会 長

ご苦労様でございます。

6月24日に新潟県農業会議の総会に出席してきました。

総会等々については、今年予算も含めて新潟県農業会議の1年間の予算が、およそ3億2,000万円ぐらいで組まれております。

総会の中では、全国農業新聞の表彰、それから最優秀農業委員会等々の表彰も順番に行いました。

全国農業新聞の普及についての部で、全国の中で、上位10市の中に新潟県から4市が入っております。全国で1位が長岡市、3位が十日町市。7位が佐渡市。それから9位が上越市農業委員会でございます。全国ですから、大変すばらしい表彰だということです。

それから、農業新聞だよりでは、全国で、西蒲区の農業委員会が、今回、最優秀賞を受賞されております。資料を事務局の方にお渡ししておきますので、もし時間がありましたら、見ていただきたいと思っております。

あと、総会では、ウェブによる運営委員会を取り巻く情勢等についての研修会もございました。また、後でお話しますが、今日の案件もそれほどありませんけども、慎重審議でよろしく願いいたします。

それでは座らせていただきまして会議を進めます。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第4回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。

7番の清水 輝男委員、8番の霜鳥 勝範委員、よろしくお願いします。

本日の議題については、報告事項が3件、議案が5件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第11号 農地転用事実確認証明等報告について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。

事務局

報告事項について説明します。

1ページ、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

5月に届出がありました合意解約は、4件です。

解約後の状況につきましては、右端にありますとおり保全管理等となっております。

4番につきましては、保全管理のほか、他の人へ賃貸借予定となっております、本日の議案第21号にて上程しております。

次に、2ページ、報告第11号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

5月につきましては、農地転用事実確認が1件と法務局からの農地の転用事実に関する照会が3件の計4件です。

内容についてですが、農地転用事実確認の1件と法務局からの農地の転用事実に関する照会の1番の計2件につきましては、過去に5条の転用許可を受けておりましたが、地目変更手続きがなされていなかったものです。

ほか2件につきましては、法務局からの農地の転用事実に関する照会の2番は、非農地

判定後、地目変更を行わなかった土地です。

同3番は、昭和30年の取得後に5条の転用許可を受けた記録はありませんが、その可能性が高く、農地台帳からも除外されておることから、地目変更手続きがなされていなかった土地であると思われます。

以上、説明しました全ての案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、3ページ、報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は11件で、新たなあっせん希望はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

6 番 報告第10号の解約の関係ですが、4番ですが、面積が約1ヘクタールとかなり広い面積になるわけですが、この解約の状況ということで、保全管理及び他の人への賃貸借という形になっていますが、どのような内訳となっているのかわかったら教えていただきたいと思えます。

事務局 今ほどの件ですが、2筆ありまして、1筆を保全管理としまして、1筆を本日の議案第21号の3番のところで4,958㎡を利用権設定するということでございます。

議 長 他にありませんか。
無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思えます。

議 長 次に、議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、4ページをご覧ください。
今月の許可申請は、6件です。

1番については、申請地は、大字新井地内、登記地目：畑が1筆、登記地積439㎡であります。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請地は、現在、地元の農業生産法人がモミガラを置いていて譲受人が実質的に管理している農地であるとともに、譲受人の耕作する農地の隣接農地で、譲受人にとって利便性も良いことから、県外在住で今後も耕作管理ができない譲渡人と、このたび話がまとまったため、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字小出雲地内、登記地目：田が9筆、登記地積合計6,331㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地は、これまで保全管理状態だったものを、昨年、譲受人と譲渡人との間で合意し、渋柿の苗木を植栽して栽培してきた農地で、登記地目は田ですが、現況は畑とし耕作管理されている農地で、このたび正式に所有権移転の手続きをとるために申請されたもので、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字西条地内、登記地目：田が1筆、登記地積695㎡、登記地目：畑が1筆、登記地積158㎡ 合計：田畑2筆、登記地積合計853㎡であります。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

①の農地については、譲受人の所有耕作農地の隣接地で利便性の良いことから、②の農地については、これまで実質的に譲受人が譲渡し保全管理してきた農地であり、それぞれの農地は、今後も譲渡人としては市外在住で耕作管理できないため、譲受人に相談したところ、このたび合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

4番については、大字上中村新田地内、登記地目：畑が5筆、登記地積合計542㎡あります。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

譲受人は、大字上中村新田に在住され、はじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者です。なお、後程審議されます議案第21号「農用地利用集積計画について」の1番で1,006㎡の農地を利用権設定する申請が提出されており、合計で下限面積の別段の面積の要件は満たされる見込みであります。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、昨年空き家を購入し、栃木県から移住したのを契機に本格的に農業をはじめてみたいという想いから、土地所有者に申し入れたところ、承諾され農地を取得及び使用貸借するべく今回の申請に至ったとのことでした。

所有権移転する農地の3分の2ほどは、現所有者が移植した笹ヤブで根曲がり竹が収穫できる畑となっています。農機具等については、軽トラック、小型耕運機及び草刈機を所有していて畑作業は十分できる状況とのことであります。

栽培予定の品目については、トマトなど自宅で食べる野菜を作り、転入前の在住地でもトウガラシを栽培していたことから、野菜を中心に栽培していきたいとのことあります。

譲受人は、実家が農家で子供の時から農作業の手伝いをしてきたし、これまでも家庭菜園で野菜を作ってきており、ご主人も、現在シルバー人材センターに登録し働いていて、一緒に耕作していきたいとのことでした。

今後、農業を拡大していきたいのか確認したところ、急激な拡大はできないと思うが、軌道に乗ってくれば、収穫した作物や加工品を直売所で出荷販売できるくらいになればと考えているとのことでした。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、夫婦で力を合わせて前向きな意向が確認できたことから、担当委員から見守ってもらいながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として6月総会に議案を上程することで全員同意されたものであります。

5番については、大字飛田地内、登記地目：畑が3筆、登記地積合計：475㎡であります。

位置図は、資料No.7をご覧ください。

申請地は、先月の第3回総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

譲受人は、大字飛田に在住され、妙高市内ではじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者であり、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、今年6月に住宅（空き家）を購入したことから、住宅周辺の農地を取得して耕作したいため、今回の申請に至ったとのこと。

これまで農業経験は、譲受人は婚姻するまで牧区に住んでいた20年くらい手伝った経験と、従前の居住地の宅地での家庭菜園を手伝ってきた経験があり、当面は母親と一緒に家庭菜園とともに耕作していくとのこととあります。

譲受人の夫は、単身赴任中で、農作物の栽培に興味があり、2～3年後には同居する予定で一緒に耕作していく予定とのこと、将来は道の駅直売所に出品販売できればと話しているとのこと。

現在、所有者の許可と委託を受けて、ジャガイモ・キュウリ・トマト・ナス・カボチャ・ヤツガシラなどを栽培しているとのことであり、農業機械は所有していないが、中古の耕運機を購入予定で、鍬などの道具のみで作業しているとのこととあります。草刈作業は、所有者の紹介で定期的にシルバー人材センターに作業委託し、所有者からも周りに迷惑をかけないようにしてほしいと念を押されているとのことでした。

担当委員も、良好に耕作管理していることを確認して、集落での集団作業などの関わりを、所有者や区長等を確認して、これからも地域の中で良好な関係を築いて管理してほしい旨を要望しました。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、親子2人で力を合わせて、既に良好に耕作管理されているし、将来は夫も加わってより安定的な耕作管理が見込めることから、担当委員を中心に耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として認め、6月総会に議案を上程することで全員同意されたものであります。

6番については、大字二俣地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：502㎡であります。位置図は、資料No.8をご覧ください。

申請地は、先月の第3回総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

譲受人は、大字二俣に在住され、妙高市内ではじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者です。

申請に至った経緯は、昨年10月に空き家を購入したことから、住宅の裏に隣接する農地を取得して耕作したいため、今回の申請に至ったとのこととあります。

これまで農業経験はないが、隣近所の方に、トラクター等の農業機械作業をお願いしたり、耕作のアドバイスをもらえる状況にあるとのこととあります。

鍬やスコップなどの道具や草刈機は購入済みで、今後、周りの方々に頼ってばかりいられないので中古の小型耕運機などを探して購入したいとのこととあります。

栽培予定の品目については、枝豆や大根などを周りの方々と相談しながら進めていくとのこと、大阪にいる子供や孫に作ったものを送れるくらいになりたいとのこととあります。

ヒアリング終了後、出席委員と協議し、結論としては、単身世帯ではあるが、隣近所の方々の協力やサポートを得ながら、耕作をしていきたいという前向きな意向が確認できたことから、近隣在住の推進委員を中心に耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として6月総会に議案を上程することで全員同意されたものであります。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アール及び空き家に付随する農地限定の1㎡を超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番と2番については、1番の尾崎 香委員、
3番については、9番の丸山 光浩委員、
4番については、3番の関原 正晴委員、
5番については、8番の霜鳥 勝範委員、
6番については、10番の高橋 敏明委員より、お願いします。

1 番

1番について、先日の10日午前9時から、石山推進委員と事務局とで現地確認をいたしました。

譲受人は、菅沼で1町歩、岡沢で1町歩と耕作されているとのこと。

今回の現地確認では、申請地、隣接する譲受人の畑も非常によく管理されていました。事務局の説明通り、関係書類も確認したところ許可して差し支えないと考えるので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

続けて2番について、先日の16日午後2時から石山推進委員と事務局とで現地確認をいたしました。

申請地全面には、渋柿の苗木がきちんと間隔を空けて植えられ、すべての苗木の根元には刈り取った草が苗木を囲むようにもられ、苗木があまり大きくならないように苗木のてっぺんは適正処理されていました。

申請地の近くにある譲受人の農地では、譲受人が草刈をしていた姿も確認いたしました。関係書類を確認したところ、事務局の説明通り許可して差し支えないと考えるので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

9 番

3番についてですが、6月18日、深石推進委員と事務局とで現地調査を行いました。譲渡人は、市外在住で高齢ということもあり、今後も市内への移住も難しいということで、譲受人に相談したところ合意に至ったものです。

①につきましては、譲受人の所有耕作地の隣接地で、譲り受け後も適切に管理が行えるものと考えております。

②につきましては、現時点におきましても、譲受人が管理しているものであり、今後も引き続き、問題なく管理が行われるものと考えております。ご審議お願いいたします。

3 番

6月14日、妙高支所にて、市川職務代理、廣田推進委員、農林課担当者、事務局とで、新規就農のヒアリングを行いました。

譲受人は、転入前の栃木県で、母親の唐辛子栽培の手伝いをしていまして、畑作の知識があるとのことと、夫の協力も得られることから、6月の議案上程することに全員同意となりました。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

8 番

6月16日、9時より、市川職務代理、石川推進委員、農林課担当者、事務局とで現地確認をしました。

この案件については、4月より話が持ち上がっておりまして、私の方で6月16日まで注視しておったんですけども、問題なく管理されておりました。

詳細については、事務局の通りですので、何ら問題ないと思われま。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

10番

6番については、5月中に現地確認、さらに6月15日、妙高高原支所にて、事務局をはじめ、列席してヒアリングを行っております。

本人は大阪からの単身移住者でございます。非常に社交的で、近隣住民との関係も良好

であり、さらに、市の会計年度任用職員として一定の収入が見込まれ、中古農機具などの購入意欲もあるとのことで、今後継続的な就農が可能であると認められます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

それでは、議案第17号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

6 番

議案第17号の3番ですが、①について田んぼということで付されていますが、現在は、田んぼの耕作ということでよろしいでしょうか。

事務局

地目は、田んぼであります。畑として、耕作されているところです。

6 番

状況はどうでしょうか。

事務局

適切に畑耕作されています。

議 長

他にありませんか。

会 長

1つお聞きします。
2番の方ですが、昨年、自分の圃場は全部売却したわけでありませうけども、なぜ、この土地で、また新たに購入してまで、こういうことをやられるのか。その辺はお聞きしてみましたか。

1 番

説明によりますと、この干し柿を、妙高市の特産品としてやりたいというかなりの意欲があるということで、苗木もきちんと管理している状況を確認しました。

会 長

引き続きもう1点。
先ほどの話の中で、柿を植えていらっしゃるということですが、年齢はもう70歳ですよ。柿は、8年経たないと実がならないと言われておりますけども、この人の跡継ぎや他の担い手はいるのですか。この人と誰か一緒にやられている人がいるということですか。

事務局

ご家族は現在、奥様とお2人暮らしでありまして、担い手として、後継者がいるかどうかというのは、そこまでは情報を持っておりません。

会 長

この場所を見ると、斎場の近くに、当たるとは思うんですけど。
この方は以前から、冠婚葬祭業をやりたいって、おっしゃってましたけど、先々、この土地がそういうようなことになるとはならないと思われませんか。

事務局

この位置図を見ていただく通り、現地に行く道は狭い状況でありますし、そういうような場所に誘導されるようなことはないと思われませんか。

会 長

2番の土地に対しての売買ってというのは、金銭の方も成立して支払いは終わっているのですか。

事務局

確認しましたところ、すでに契約を交わされており、金銭も受渡しされているとおっしゃっていました。

会 長

農業委員会の許可も下りてないのに金銭だけ先渡すってどういうことなのですかね。

事務局 土地売買契約の手続きは終わりましたが、所有権の移転の手続きをしなければいけないということで、今回の手続きに至ったものです。

議長 他ありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第17号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。
今月の許可申請は、1件です。

1番について、申請地は、白山町1丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積67㎡です。

位置図は、資料No.9をご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび所有地である申請地及び物置を売買することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受けて、物置の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

本件については、隣接地を過去に転用許可を得たことで、申請地も許可を得たと勘違いしたこと、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

なお、先月の総会におきまして、委員から転用等の農地法の手続きについて、行政書士、司法書士それから市民の皆さんに理解を深めてもらう必要があるのではないか、働きかけをしてはどうかというご意見をいただいたところですが、まず、行政書士、司法書士の業務として、違法転用を未然に防ぐというのではなく、申請者と農業委員会との間を取り持っていていただき追認の事案が発生した場合に適切に処理をしていただくことが職務であります。

事務局といたしましては、行政書士などの資格者の皆様に働きかけをするのではなく、所有者、もしくは施工者である市民の皆様に対して、未然防止策として7月1日発行の市報で、農地パトロールの実施周知とともに、転用時には、農地法の手続きが必要な旨の記事を掲載し、広報活動に努めることとします。

その他の広報活動として、市のホームページにおいて、農地法の手続きについて、これまでよりも、わかりやすく、掲載内容を直ささせていただき掲載しております。

今後もこれまで通り建設課と連携し、建築確認申請の適切・定期的な確認を通じて、違法転用の発生防止に努めて参りたいと考えております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番について、1番の尾崎 香委員より、お願いします。
- 1 番 1番の議案について、先日16日に今回審議していただいた、3条の現地確認の後にそのまま現地確認を行いました。
申請地の周りには、第1種住居地域ということで、住宅地が広がり、アパートや店舗、事務所が点在する地域で、申請地は位置図をご覧いただければわかりますように、道と道に挟まれた場所にあります。
事務局の先ほどの説明の通り、関係書類も確認したところ、許可して差し支えないものと考えますので、皆様ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、議案第18号の質疑を行います。
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 会 長 1つ提案なのですが、局長、最近、「始末書あり」という案件が、大変多く、出てきているのですけれど、始末書の内容を、議案書へ添付することは可能でしょうか。
何で謝っているのかよくわからないのだけど。
- 事務局 3条、4条、5条の許可申請については、こういった形で始末書を添付する案件が出ることがあります。
これについて、今会長からのご意見を踏まえて、今後どんな対応ができるか、県の農業会議にも確認しながら、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。
- 会 長 では、検討をよろしくお願いします。
多分、そういうのは、わかってやっている人もいるような気がするのです。
2回も3回もやるような人は、問題だと思うので。わからないでやっているのだったら話はわかるわけだけど。わかってやっているのだったら、問題だと思います。
今後は、委員の皆さんから確認してもらって。こんなやり方だったら、「いけないんじゃないの」という意見もあるかもしれないので、検討してください。
- 議 長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第18号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページ及び位置図をご覧ください。
今月の許可申請は2件です。

1番についてです。
申請地は、小出雲3丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積49㎡です。
全体計画としては、隣接宅地331.3㎡と一体で合計380.3㎡の整備を予定しています。
位置図は、資料No.10をご覧ください。
申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農地です。
譲受人は、申請地を購入し、一般住宅1棟の整備を希望しています。

2番についてです。
申請地は、大字関山地内、登記地目：畑が1筆、登記地積361㎡です。
位置図は、資料No.11をご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。
譲受人は、現住所の周辺での宅地を求めていたものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。
譲渡人と譲受人は、父と子の関係にあり、譲受人は申請地に使用貸借権を設定し、一般住宅1棟の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 続きますで、担当委員の説明をお願いします。
1番については、1番の尾崎 香委員、
2番については、3番の関原 正晴委員より、お願いします。
- 1 番 1番について、先日10日に、今回審議していただいた3条の現地確認後、そのまま現地確認を行いました。
申請地は第1種住居地域で、周辺には公共施設や店舗もあります。
事務局の説明通り関係書類も確認したところ、許可して差し支えないものと考えますので皆様ご審議いただきますようお願いいたします。
- 3 番 6月18日、長田推進委員、事務局とで現地確認を行いました。
事務局の説明通りであります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは、議案第19号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第20号 農地法の適用を受けない事実確認願いについてを上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法の適用を受けない事実確認願いについては、8ページをご覧ください。
今月の確認願いは、1件です。

申請地は、大字西条地内、登記地目：田が2筆、登記地積：2, 187㎡、登記地目：畑が5筆、登記地積：2, 688㎡、田畑合計 7筆、4, 875㎡であります。
位置図は、資料No.12をご覧ください。

申請地は、所有者も市外に転居し耕作放棄され、20年以上農地として耕作されず、周囲と共に原野化している状況を確認しました。

以上ですが、申請農地については、現地の状況や周囲の環境及び居住する所有者の状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
9番の丸山 光浩委員より、お願いします。

9 番 6月18日、深石推進委員、事務局とで、現地調査を行いました。
申請地についてですが、所有者は長年市外に住居しており、その間、耕作放棄された農地であります。
各々道路から隔離された状況で、近づくのも困難なほど原野化しております。
今後も耕作される見込みがないことを確認して参りました。
周囲の環境も原野化しており、農地法の適用を受けないことを確認し、特に問題なしと考えております。以上お願いいたします。

議 長 それでは、議案第20号の質疑を行います。
皆様から質問がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第20号 農地法の適用を受けない事実確認願いについてを採決します。
お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号については、原案のとおり決定をいたしました。

議 長 次に、議案第21号 農用地利用集積計画についてを上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局

21ページ、議案第21号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

今月は、新規設定4件、再設定2件の合計6件です。

まずは1番から4番につきましては新規設定です。

権利移動の事由としては、譲受人からの要望により貸し付けを行いたいものです。

1番につきましては、先ほど3条の申請のところでも説明ありましたが、新規就農者の方の申請でございます。3番につきましては、報告第10号で報告しました4番の申請です。

続きまして、5番と6番につきましては、再設定です。

どちらも賃貸借となっています。再設定ですので、特に問題はないと思われま

す。以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

それでは、議案第21号に関する質疑を行います。

皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長

無いようでありますので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第21号 農用地利用集積計画についてを採決します。

お諮りします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長

議案の審議については全て終了しましたので、第4回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年7月30日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印